

# 定 款

ハビックス株式会社

# 定 款

## 第 1 章 総 則

### (商 号)

第 1 条 当会社は、ハビックス株式会社と称し、英文では、H A V I X C O R P O R A T I O N と表示する。

### (目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 紙の製造・加工および販売
2. 不織布の製造・加工および販売
3. 日用紙製品の製造・加工および販売
4. 紙および不織布製品に関するコンサルティング
5. 前各号に附帯または関連する一切の事業

### (本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を岐阜市に置く。

### (機 関)

第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

### (公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

### (発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、3,200 万株とする。

### (自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

### (単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

### (単元未満株式を有する株主の権利)

第 9 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

### (株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める。
- 3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

### (株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

#### (招集の時期)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要のあるときに隨時これを招集する。

#### (定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

#### (招集権者および議長)

第14条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

#### (決議の方法)

第15条 当会社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第206条の2第5項および第244条の2第6項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

第16条 当会社の株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 当会社の株主総会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項について、これを議事録に記載または記録する。

(電子提供措置等)

第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### 第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、14名以内とする。

2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は4名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 当会社の取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

2. 当会社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 当会社の取締役の選任決議は、累積投票によらない。

4. 補欠の監査等委員である取締役の選任決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役の任期)

第21条 当会社の取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 当会社の取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である者を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 当会社の取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である者を除く。）の中から取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集通知)

第24条 当会社の取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 当会社の取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第26条 当会社の取締役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項について、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

2. 前条第2項の決議があったものとみなされた事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(重要な業務執行の委任)

第27条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第28条 当会社の取締役会に関するその他の事項は、取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第29条 当会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

## 第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第31条 当会社の監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定する。

(監査等委員会の招集通知)

第32条 当会社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 当会社の監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第33条 当会社の監査等委員会の決議は、決議に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第34条 当会社の監査等委員会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項について、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規程)

第35条 当会社の監査等委員会に関するその他の事項は、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

## 第 6 章 会計監査人

### (会計監査人の選任)

第36条 当会社の会計監査人は、株主総会において選任する。

### (会計監査人の任期)

第37条 当会社の会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

## 第 7 章 計 算

### (事業年度および決算期)

第38条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

### (剩余金配当)

第39条 当会社の期末配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、または登録株式質権者に支払う。

2. 前項のほか、基準日を定めて剩余金の配当を行うことができる。

### (中間配当)

第40条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

### (配当の除斥期間)

第41条 当会社の配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 前項の未払配当金には利息をつけない。

## 附 則

- 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第69期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

## 附 則2

第1条 定款第18条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

- 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
- 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

1993年3月2日	改正
1994年2月23日	改正
1995年2月24日	改正
1997年6月27日	改正
1999年12月9日	改正
2000年6月29日	改正
2002年6月26日	改正
2003年6月27日	改正
2004年8月26日	改正
2004年9月1日	改正
2005年6月29日	改正
2006年4月1日	改正
2006年6月29日	改正
2009年6月25日	改正

2011年 6 月 24 日	改正
2013年 12 月 26 日	改正
2015年 6 月 25 日	改正
2019年 6 月 25 日	改正
2022年 6 月 24 日	改正